重　要　事　項　説　明　書

記入年月日	2026年10月1日 木曜日
記入者名	水内　温美
所属・職名	両備ヘルシーケア玉島柏島・管理者

※　サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（平成２３年１０月７日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙４の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の１から３まで及び６の内容については、別紙４の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

１ 事業主体概要

種類	法人	
	※法人の場合、その種類　　営利法人	
名称	（ふりがな）かぶしきがいしゃりょうびへるしーけあ 株式会社両備ヘルシーケア	
主たる事務所の所在地	〒700-0823 岡山県岡山市北区丸の内2丁目1番10号	
連絡先	電話番号	086-235-0800
	ＦＡＸ番号	086-235-0811
	ホームページアドレス	http://www.ryobi-hc.jp
代表者	氏名	辰巳　弘光
	職名	代表取締役
設立年月日	1998年4月1日	
主な実施事業	※別添１（別に実施する介護サービス一覧表）	

２ 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	（ふりがな）　りょうびへるしーけあたましまかしわじま 両備ヘルシーケア玉島柏島	
所在地	〒713-8123 岡山県倉敷市玉島柏島6880番	
主な利用交通手段	最寄駅	八幡灯台前バス停（井笠バス寄島線）、JR新倉敷
	交通手段と所要時間	①バス利用の場合 JR新倉敷駅から井笠バス（寄島線）乗車、 八幡灯台前バス停まで約20分。 ②自動車利用の場合 山陽自動車道玉島ICより約20分
連絡先	電話番号	086-436-7150
	ＦＡＸ番号	086-436-7151
	ホームページアドレス	http://www.ryobi-hc.jp
管理者	氏名	水内　温美
	職名	管理者
建物の竣工日		2017年7月31日
有料老人ホーム事業の開始日		2017年10月1日

（類型）【表示事項】

①　介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合） ２　介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合） ３　住宅型 ４　健康型		
１又は２に該当する場合	介護保険事業者番号	3370208252
	指定した自治体名	倉敷市
	事業所の指定日	2017年10月1日
	指定の更新日（直近）	2023年10月1日

3 建物概要

土地	敷地面積	4,573.12㎡				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地				
		(2) 事業者が賃借する土地				
			抵当権の有無	1 あり　(2) なし		
			契約期間	(1) 2016年5月1日～2047年4月30日 2 なし		
			契約の自動更新	(1) あり　2 なし		
建物	延床面積	全体	1,925.41㎡			
		うち、老人ホーム部分	1,925.41㎡			
	耐火構造	(1) 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他（　　）				
	構造	1 鉄筋コンクリート造 (2) 鉄骨造 3 木造 4 その他（　　）				
	所有関係	(1) 事業者が自ら所有する建物				
		2 事業者が賃借する建物				
			抵当権の設定	1 あり　2 なし		
			契約期間	1 あり （　年　月　日～　年　月　日 2 なし		
			契約の自動更新	1 あり　2 なし		
居室の状況	居室区分 【表示事項】	(1) 全室個室（縁故者個室含む）				
		2 相部屋あり				
			最少	人部屋		
			最大	人部屋		
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1	(有) ／ 無	有 ／ (無)	18.3～24.0㎡	48	介護居室個室

※「一般居室個室」、「一般居室相部屋」、「介護居室個室」、「介護居室相部屋」、「一時介護室」の別を記入

共用施設	共用便所における便房	4ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	4ヶ所
			うち車いす等の対応が可能な便房	2ヶ所
	共用浴室	4ヶ所	個室	4ヶ所
			大浴場	
	共用浴室における介護浴槽	1ヶ所	チェアー浴	1ヶ所
			リフト浴	
			ストレッチャー浴	
			その他（	
	食堂	(1) あり　2 なし		
	入居者や家族が利用できる調理設備	(1) あり　2 なし		
	エレベーター	(1) あり（車いす、ストレッチャー対応） 2 あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記１・２に該当しない。） 4 なし		
消防用設備等	消火器	(1) あり　2 なし		
	自動火災報知設備	(1) あり　2 なし		
	火災通報設備	(1) あり　2 なし		
	スプリンクラー	(1) あり　2 なし		
	防火管理者	(1) あり　2 なし		
	防災計画	(1) あり　2 なし		
緊急通報装置等	居室	(1) 全ての居室あり　2 一部居室あり　3 なし		
	便所	(1) 全ての便所あり　2 一部便所あり　3 なし		
	浴室	(1) 全ての浴室あり　2 一部浴室あり　3 なし		
	その他			
		1 あり　2 一部あり　3 なし		
その他	誘導灯、非常照明、放送設備、補助散水栓、避難階段（屋内、屋外）など。			

4 サービスの内容

（全体の方針）

運営に関する方針	私たちは地域に根ざす老人ホームとして、両備グループの経営理念である「忠恕（真心からの思いやり）」をモットーに、ご入居者さまお一人おひとりの声に耳を傾け、日常生活から将来のご相談まで、真心と誠意をもって対応をさせていただきます。
サービスの提供内容に関する特色	両備ヘルシーケアでは、以下の3点を介護サービスの柱として提供します。 身体の健康：介護予防運動指導員による介護予防プログラムの実施。 頭の健康　：学習療法士による認知症予防プログラム（学習療法）の実施。 心の健康　：岩盤浴設備、リラクゼーションプログラム、生きがい支援プロ
入浴、排せつ又は食事の介護	(1) 自ら実施　2 委託　3 なし
食事の提供	(1) 自ら実施　2 委託　3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	(1) 自ら実施　2 委託　3 なし
健康管理の供与	(1) 自ら実施　2 委託　3 なし
安否確認又は状況把握サービス	(1) 自ら実施　2 委託　3 なし
生活相談サービス	(1) 自ら実施　2 委託　3 なし

（介護サービスの内容） ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算		1 あり　(2) なし
	生活機能向上連携加算		1 あり　(2) なし
	夜間看護体制加算	（Ⅰ）	1 あり　(2) なし
		（Ⅱ）	(1) あり　2 なし
	若年性認知症入居者受入加算		1 あり　(2) なし
	協力医療機関連携加算		(1) あり　2 なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		(1) あり　2 なし
	退院・退所時連携加算		(1) あり　2 なし
	退居時情報提供加算		(1) あり　2 なし
	高齢者施設等感染対策向上加算	（Ⅰ）	1 あり　(2) なし
		（Ⅱ）	(1) あり　2 なし
	新興感染症等施設療養費		(1) あり　2 なし
	生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）	1 あり　(2) なし
		（Ⅱ）	(1) あり　2 なし
	看取り介護加算	（Ⅰ）	(1) あり　2 なし
		（Ⅱ）	1 あり　(2) なし
	科学的介護推進体制加算		(1) あり　2 なし
	個別機能訓練加算	（Ⅰ）	1 あり　(2) なし
		（Ⅱ）	1 あり　(2) なし
	ADL維持等加算	（Ⅰ）	1 あり　(2) なし
		（Ⅱ）	(1) あり　2 なし
	認知症専門ケア加算	（Ⅰ）	1 あり　(2) なし
		（Ⅱ）	1 あり　(2) なし

	サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）	(1) あり　2 なし
		（Ⅱ）	1 あり　(2) なし
		（Ⅲ）	1 あり　(2) なし
	介護職員等処遇改善加算	（Ⅰイ）	1 あり　(2) なし
		（Ⅰロ）	(1) あり　2 なし
		（Ⅱイ）	1 あり　(2) なし
		（Ⅱロ）	1 あり　(2) なし
		（Ⅲ）	1 あり　(2) なし
		（Ⅳ）	1 あり　(2) なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1　あり	（介護・看護職員の配置率） ：　1	
	(2) なし		

（医療連携の内容）

医療支援 ※複数選択可			①救急車の手配 ②入退院の付き添い ※家族対応までの一時的な対応に限る。 ③通院介助 ※業務配置状況を勘案し、対応可能と施設判断できる場合に限る。 4 その他（　　）
協力医療機関 ※1.2以外の協力医療機関 倉敷紀念病院 藤戸クリニック	1	名称	玉島協同病院
		住所	倉敷市玉島柏島5209-1
		診療科目	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、放射線科、外来透析
		協力内容	定期受診、訪問診療、緊急時の受入れ
	2	名称	倉敷第一病院
		住所	倉敷市老松町5-3-10
		診療科目	内科、外科、整形外科、皮膚科、脳神経外科、緩和ケア内科、放射線科、歯科
		協力内容	緊急時の受入れ
協力歯科医療機関		名称	医療法人社団　東風会
		住所	倉敷市連島町矢柄5859
		協力内容	歯科、訪問歯科

（入居後に居室を住み替える場合） ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可			1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他（　　）
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無			1 あり　　2 なし
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無			1 あり　　2 なし
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		1 あり　　2 なし
	便所の変更		1 あり　　2 なし
	浴室の変更		1 あり　　2 なし
	洗面所の変更		1 あり　　2 なし
	台所の変更		1 あり　　2 なし
	その他の変更		1 あり　（変更内容）
			2 なし

（入居に関する要件）

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	①あり	2 なし
	要支援の者	①あり	2 なし
	要介護の者	①あり	2 なし
留意事項	■入居の条件 ①契約時の年齢が概ね満60歳以上。 ②健康保険に加入している方。 ③他の入居者の生活に危害をきたす精神障害等がない方。 ④集団生活（共用設備の利用等）において、他者に感染する恐れのある重度感染症がない方。 ⑤身元引受人、又はその責務を代行できる方がいること。 ※③④⑤等における入居受入れの判断は、当施設が行う入居判定委員会にて行います。 ■身元引受人の条件、債務等 ①入居者の事業者に対する債務について、入居者と連携して履行の責を負う。 ②入居者の通院または入院の際、医療機関からの申し出事項、指示に対し、事業者と共に対応、協力を行う。 ③入居契約解約の際、入居者の身元を引き受ける。 ④入居者の同意が必要とされる契約事項等に関わる変更を行う際、入居者に適切な判断能力がないと判断される場合の同意、意思決定の代行を行う。 ⑤入居者が死亡した場合の遺体及び遺留品の引き受けを行う。		
契約の解除の内容	■当施設の「入居判定委員会」で協議し判断します。 ＜参考事例＞ ①医師の判断で当施設での安全な生活が難しいと判断された場合。 ②24時間継続的な医師、看護師による医療・看護行為が必要になった場合。 ③入居者及び家族を含む関係者が他の入居者、職員に対して社会通念を逸脱した迷惑行為を行った場合。 ④犯罪行為があった場合、 ⑤管理規定、契約書など事業所が定める禁止事項に違反した場合。 ⑥お支払い頂くべき利用料を正当な理由なく3ヶ月滞納し、14日の予告期間を経てもお支払いいただけない場合など、予告期間をおいて契約が解除となる場合。 ⑦契約者がお亡くなりになった場合。 ⑧入居申込み、及び契約時に虚偽の事項を記載し、不正に入居されたことが判明した場合。		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	有料老人ホーム入居契約書　第29条各項	
	解約予告期間	30日（原則）	
入居者からの解約予告期間		30日（原則）	
体験入居の内容	①あり ■内容：1泊2日（上限）3食付　7,620円（税込） 居室、共用設備等の利用ができます。 体験利用中の介護費用は含まれていません。 ①入居を検討されている方に限ります。 ②空室のある場合。 ③体験利用申込み時に当施設職員による面談を行います。面談の結果、希望者の介護状況、医療状況と体験利用中のサービスを勘案し、安全に受入れ困難と判断した場合は、お断りする場合があります。		
入居定員	48名		
その他			

５ 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません。）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※１ ※２
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1		1	0.7
生活相談員	3	2	1	1.1
直接処遇職員	23	18	5	18.8
介護職員	19	15	4	15
看護職員	4	3	1	3.8
機能訓練指導員	1		1	0.8
計画作成担当者	1	1		0.5
栄養士				
調理員	8	3	5	4.2
事務員				
その他職員				
１週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※２				40時間

※１ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

※２ 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

（資格を有している介護職員の人数）

	合計	常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	13	11	2
実務者研修の修了者	3	2	1
初任者研修の修了者			
介護支援専門員	2	2	

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計	常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1		1
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

（夜勤を行う看護・介護職員の人数）

夜勤帯の設定時間（　16時　～　翌9時30分）		
	平均人数	最少時人数（休憩者等を除く。）
看護職員		
介護職員	2人	2人

（特定施設入居者生活介護等の提供体制）

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合（一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	契約上の職員配置比率　※ 【表示事項】	a　1．5：1以上 b　2　：1以上 c　2．5：1以上 (d)　3　：1以上
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）	2.5:1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

（職員の状況）

管理者	他の職務との兼務						(1) あり　2　なし				
	業務に係る資格等		(1) あり　資格等の名称：介護福祉士 2　なし								
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				2							
前年度1年間の退職者数			1		1				1		
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満			2	1	1					
	1年以上3年未満			1			1			1	
	3年以上5年未満			2					1		
	5年以上10年未満			5	1	1					
	10年以上	3	1	5	2						
従業者の健康診断の実施状況		(1) あり　2なし									

6 利用料金

（利用料金の支払い方法）

居住の権利形態 【表示事項】		①　利用権方式 2　建物賃貸借方式 3　終身建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式 【表示事項】		1　全額前払い方式
		2　一部前払い・一部月払い方式
		③　月払い方式
		4　選択方式 ※該当する方式をすべて選択 1　全額前払い方式 2　一部前払い・一部月払い方式 3　月払い方式
年齢に応じた金額設定		1　あり　　②　なし
要介護状態に応じた金額		1　あり　　②　なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		①　減額なし 2　日割り計算で減額 3　不在期間が　　日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	消費者物価指数及び人件費、食材料費、水道光熱費等の動向等を勘案。
	手続	事前通知の上、同意を得ることを基本とする。

（利用料金のプラン【代表的なプランを2例】）

			プラン１	プラン２
入居者の状況	要介護度		要介護1	要介護3
	年齢		80歳	80歳
居室の状況	床面積		18.3㎡	18.3㎡
	便所		①　有　　2　無	①　有　　2　無
	浴室		1　有　　②　無	1　有　　②　無
	台所		1　有　　②　無	1　有　　②　無
入居時点で必要な費用	前払金			
	敷金		130,000円	130,000円
月額費用の合計			160,002円	164,766円
サービス費用	家賃相当額		65,000円	65,000円
	特定施設入居者生活介護※1の費用		20,172円	24,936円
	介護保険外※2	食費　※消費税8%込	49,830円	49,830円
		管理費	25,000円	25,000円
		介護費用		
		光熱水費	実費	実費
		その他		

※1（1割負担　30日の目安）
　基本報酬、サービス提供体制強化加算Ⅰ、夜間看護体制加算Ⅱ、科学的介護推進体制加算、協力医療機関連携加算、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ、生産性向上推進体制加算Ⅱ、介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

（利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠
家賃相当額	土地賃料、建築関係費等
敷金	家賃相当額の2か月分
介護費用	※自費設定（介護保険適用外）の介護サービスの提供は原則なし
管理費	共用部設備維持管理、共用備品、光熱水費、居室内使用水道費等
食費	食材料費、厨房人件費、その他調理に係る設備、備品等 ※軽減税率適用の為、各食消費税率8%となります。 朝：496円、昼：615円、夕：550円（各食税込）
光熱水費	居室内電気使用料は各居室個別メーター計測による実費負担
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添２
その他のサービス利用料	入居者個人が使用する生活雑貨、介護日用品は実費

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	介護報酬告示上の額に、介護保険自己 負担割合証に記載された自己負担割合を乗じた額
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	なし
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領）※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間（償却年月数）		ヶ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後３月以内の契約終了	
	入居後３月を超えた契約終了	
前払金の保全先	１　連帯保証を行う銀行等の	
	２　信託契約を行う信託会社	
	３　保証保険を行う保険会社	
	４　全国有料老人ホーム協会	
	５　その他（名称：　　）	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

（入居者の人数）

性別	男性	11人
	女性	35人
年齢別	６５歳未満	0人
	６５歳以上７５歳未満	0人
	７５歳以上８５歳未満	4人
	８５歳以上	42人
要介護度別	自立	0人
	要支援１	3人
	要支援２	5人
	要介護１	16人
	要介護２	7人
	要介護３	7人
	要介護４	6人
	要介護５	2人
入居期間別	６ヶ月未満	4人
	６ヶ月以上１年未満	6人
	１年以上５年未満	21人
	５年以上１０年未満	15人
	１０年以上１５年未満	0人
	１５年以上	0人

（入居者の属性）

平均年齢	92.1 歳
入居者の数の合計	46 人
入居率※	95 %

※　入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

（前年度における退去者の状況）

退去先別の人数	自宅等	
	社会福祉施設	2人
	医療機関	1人
	死亡者	9人
	その他	
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		（解約事由の例）
	入居者側の申し出	3人
		（解約事由の例）医療提供施設による加療をご本人またはご家族が希望された為。

8 苦情・事故等に関する体制

（利用者からの苦情に対する窓口等の状況） ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		両備ヘルシーケア玉島柏島　事務所
電話番号		086-436-7150
対応している時間	平日	8:30～17：30
	土曜	8:30～17：30
	日曜・祝日	8:30～17：30
定休日		なし
窓口の名称		岡山県国民健康保険団体連合会
電話番号		086-223-8811
対応している時間	平日	8：30～17：00
	土曜	休み
	日曜・祝日	休み
定休日		土曜・日曜・祝祭日
窓口の名称		倉敷市保健福祉局介護保険課
電話番号		086-426-3343
対応している時間	平日	8:30～17:15
	土曜	休み
	日曜・祝日	休み
定休日		土曜・日曜・祝祭日

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

損害賠償責任保険の加入状況	(1) あり	（その内容） 福祉事業者総合賠償責任保険 三井住友海上火災保険株式会社
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	(1) あり	（その内容） 上記賠償責任保険により対応。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	(1) あり　　2 なし	

（利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	(1) あり	実施日	2025年6月15日
		結果の開示	(1) あり　　2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	(1) あり	実施日	2026年2月10日
		評価機関名称	たましま会（玉島学会）
		結果の開示	(1) あり　　2 なし
	2 なし		

９ 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	①入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	①入居希望者に公開 ②入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	①入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	①入居希望者に公開 ②入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	①入居希望者に公開 ②入居希望者に交付 3 公開していない

10 その他

運営懇談会	①) あり	（開催頻度）年2回
	2 なし	
	1 代替措置あり	（内容）
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	①) あり（提携ホーム名：みゆき園、サンバードナーシングホーム等） 2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第２９条第１項に規定する届出	①) あり　2 なし 3　サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第２３条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり　②) なし	
倉敷市有料老人ホーム設置運営指導指針「６　規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり　②) なし	
合致しない事項がある場合の内容		
「７　既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない	
倉敷市有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内容		

添付書類：別添１（別に実施する介護サービス一覧表）

別添２（個別選択による介護サービス一覧表）

※＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

※＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

説明年月日　　年　　月　　日

説明者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添1　　事業主体が倉敷市内で実施する他の介護サービス(1/2)

介護サービスの種類		事業所の名称	所　在　地
＜居宅サービス、居宅介護予防サービス＞			
訪問介護	なし		
通所介護	あり	倉敷ケアセンター両備サン・オークス	倉敷市中島1551-1
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	あり	倉敷ケアセンター両備サン・オークス	倉敷市中島1551-1
		両備ショートステイセンター浜町	倉敷市浜町1-1-23
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	あり	サン・オークス倉敷	倉敷市大島526-1
		両備ヘルシーケア浜町	倉敷市浜町1-1-23
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	なし		
居宅介護支援	あり	倉敷ケアセンター両備サン・オークス	倉敷市中島1551-1
		両備ケアプランセンター浜町	倉敷市浜町1-1-23
		サン・オークス倉敷ケアプランセンター	倉敷市大島526-1
＜地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービス＞			
小規模多機能型居宅、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護など			なし
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、 介護医療院など			なし
＜倉敷市介護予防・日常生活支援総合事業＞			
介護予防訪問介護相当事業	なし		
介護予防通所介護相当事業	あり	倉敷ケアセンター両備サン・オークス	倉敷市中島1551-1

別添2　　有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表(1/2)

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む。）の指定の有無								なし	あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※１）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）		包含※２	都度※２	料金※３	備　　考	
介護サービス									
食事介助	なし	あり	なし	あり				ケアプランに基づき介護保険適用サービスを提供します。	
排せつ介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり					
おむつ代			なし	あり				希望者には介護用日用品の販売を行う。費用は実費負担。	
入浴（一般浴）　介助・清拭	なし	あり	なし	あり				ケアプランに基づき介護保険適用サービスを提供します。	
特浴介助	なし	あり	なし	あり					
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり					
機能訓練	なし	あり	なし	あり					
通院介助	なし	あり	なし	あり				協力病院（玉島協同病院）、施設間の送迎を基本とする。 受診中は原則家族対応。緊急受診の場合は受診中も付添いを行います。	
生活サービス									
居室清掃	なし	あり	なし	あり				ケアプランに基づき介護保険適用サービスを提供します。	
リネン交換	なし	あり	なし	あり					
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり				施設内設置の洗濯機で対応できるものに限ります。	
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり				感染症、体調不良時等、集団での食事（食堂にて）が望ましくないと施設が判断した場合に限ります。	
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり				体質（アレルギー）、医師からの指示による食材の変更以外は原則対応できません。嗜好調査による食事イベント等は定期的に実施します。	
おやつ			なし	あり				希望者に用意します。1食６０円（税別）	
理美容師による理美容サービス			なし	あり				理美容業者に支払われる実費。	
買い物代行	なし	あり	なし	あり				ニシナ玉島柏島店、コメリ勇崎店等へは定期的に買い物代行を行います。	
役所手続代行	なし	あり	なし	あり				介護保険の更新手続きに関する管理代行を行います。	
金銭・貯金管理			なし	あり					

別添2　　有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表(2/2)

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む。）の指定の有無								なし	あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※１）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）		包含※２	都度※２	料金※３	備　　考	
健康管理サービス									
定期健康診断			なし	あり				倉敷市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている入居者の長寿健診等受診手続きの援助を行います。 その他、協力医療機関にて行う一般定期健康診断を希望される入居者への受診手続き支援を行います。健康診断にかかる費用は利用者の実費負担となります。（年１回以上） 上記の健康診断の手続き支援は無料です。	
健康相談	なし	あり	なし	あり				施設看護社員による健康相談を行います。	
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり				施設栄養士社員による食事に係る健康相談を行います。	
服薬支援	なし	あり	なし	あり					
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり				ケアプランに基づき介護保険適用サービスを提供します。	
入退院時・入院中のサービス									
移送サービス	なし	あり	なし	あり				近隣協力医療機関（玉島協同病院）への定期受診、緊急時の病院移送を行います。	
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり				緊急、急変時等の医療機関への移送、同行を行います。 原則、搬送先の病院にて家族等身内の方へ引継ぎを行います。 入退院時の手続き対応は原則、家族等が主、事業所は本人の援助となります。	
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり					
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり					
その他	別添2で定める特定施設入居者生活介護費（介護予防も含む）以外の個別有料サービスにおいて、入居者または家族からの依頼を受け、施設長が可能と判断した施設社員が入居者個別に行う外出を伴う対応、個別ケアプランに定めたサービス以外の居室清掃等生活援助については、以下に定める費用をいただきます。 1時間1,200円（個別対応に要した施設社員1名につき） ※10分単位（200円）での請求となります。時間の端数は四捨五入とします。								

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回当たりの金額など、単位を明確にして記入する。

■（介護予防）特定施設入居者生活介護費　自己負担の目安

（1）基本報酬

	単位	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援1	183	183円	366円	549円
要支援2	313	313円	626円	939円
要介護1	542	542円	1,084円	1,626円
要介護2	609	609円	1,218円	1,827円
要介護3	679	679円	1,358円	2,037円
要介護4	744	744円	1,488円	2,232円
要介護5	813	813円	1,626円	2,439円

（2）各種加算　　※表左に「介」とある加算は要介護利用者のみ対象となる加算です。

①利用日（月）ごとに加算されるもの

	加算名	単位		
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	／日	
介	夜間看護体制加算Ⅱ	9	／日	
介	ADL維持等加算Ⅱ	60	／月	
	協力医療機関連携加算	100	／月	
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5	／月	
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	／月	
	科学的介護推進体制加算	40	／月	
	介護職員処遇改善加算Ⅰロ	15.9	%／月	※（基本報酬＋加算）×15.9%

②　対応状況、結果に応じて加算されるもの

	加算名	単位	
	口腔・栄養スクリーニング加算	20	／6か月
	退居時情報提供加算	250	／回
	新興感染症等施設療養費	240	／日
介	退院・退所時連携加算	30	／日
介	看取り介護加算Ⅰ	72～1,280	／日

（3）30日の自己負担分（（2）①の加算を含む）の目安

	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援1	7,307円	14,614円	21,921円
要支援2	11,828円	23,656円	35,484円
要介護1	20,172円	40,344円	60,516円
要介護2	22,502円	45,004円	67,506円
要介護3	24,936円	49,872円	74,808円
要介護4	27,196円	54,392円	81,588円
要介護5	29,595円	59,190円	88,785円

重度化した場合における対応及び看取りに関する指針

両備ヘルシーケア玉島柏島

1　当事業所における重度化対応に関する考え方

当事業所は利用者の意思及び家族の意向を尊重したサービス提供を行うために、利用者及びその家族と事業者との間で話し合いを行い、相互に上記の内容について確認をとりながら、多職種協働により利用者への継続的支援を図ります。

また、重度化した場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携を推進し、やむを得ず、当事業所での生活の継続が困難となった場合は、利用者及び家族への説明及び同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

2　重度化対応の体制

(1) 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、当事業所の看護職員の体制を整備するとともに、協力医療機関との連携体制を確保します。

① 看護職員の体制

・看護職員は当事業所に勤務する者を配置し、24時間看護職員と連絡できる体制を確保しながら、利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び急性期における医療機関等との連絡・調整等を行っております。

・上記の体制を確保するために、夜間における連絡体制に関する取り決めの整備、利用者の観察項目の標準化を行っております。

② 急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関等を確保することにより365日、24時間の連絡体制を確保しております。

＜協力医療機関＞

協力医療機関名	診療科目
玉島協同病院	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、放射線科、外来透析
倉敷第一病院	内科、外科、整形外科、皮膚科、脳神経外科、緩和ケア内科、放射線科、歯科

＜協力歯科医療機関＞

協力医療機関名	診療科目
医療法人社団東風会	歯科、訪問歯科

(2) 多職種協働による体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働によるサービスを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に基づき責任をもって対応します。

3　重度化対応のための職員に対する教育・研修

利用者の重度化に対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し教育、研修を実施します。

4　当事業所における看取りに関する考え方

病気や外傷により、利用者の容体が悪化し、医師より回復不能な状態であると診断された場合には、利用者及び家族の希望により、痛みや苦痛の症状の軽減に努め、穏やかで安らかな日々を過ごしていただくための精神面のケアを中心にした看取り介護を実施します。

5　終末期にたどる経過とそれに応じた介護の考え方

(1) 適応期

入居し一定期間経過後に、利用者もしくは家族と面談し、日頃の関わりを通じた、終末期の迎え方の意思確認を行います。

(2) 低下期

今後の経過と予想される状態についての説明及び情報提供を行い、当事業所で対応可能な医療行為と利用者や家族の希望する支援を踏まえて、両者のすり合わせを行います。

(3) 看取り期

医師の診断に基づき、想定される経過や状態及び事業所で提供する環境やケアについて、カンファレンスにおいて具体的な説明を行い、看取り介護への同意の確認後、詳細な日々の様子の報告し、利用者や家族の精神的負担に配慮しながら、利用者が穏やかで安らかな日々を過ごせるよう援助します。

6　当事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢

・看取り介護は、利用者が最期の瞬間まで、安心・安楽に過ごすことを目的としており、そのために考え得る医療・看護について、利用者及び家族の希望に基づき医師の判断で都度適切に行うこととします。

・その際に、当事業所において行いうる医療行為については、基本的に以下の内容とし、延命処置（心臓マッサージ・除細動（AED）・人口呼吸・輸血）は基本的に行わず、点滴も利用者の苦痛にならないように、必要最小限の対応とします。また、食物を経口摂取できなくなった場合も、経鼻経管栄養・胃ろう増設・IVHを行わずに対応することを基本とし、医療機関への緊急搬送や入院治療等も行わずに、最期まで事業所で安楽に過ごすことができるように対応します。

①解熱、又は鎮痛のための座薬の与薬
②痰の吸引処置
③必要最小限の点滴の施行
④酸素吸入
⑤その他上記に準じた医療行為

・看取り介護実施後も、本人及び家族の意思で、看取り介護を中止し、医療機関等で対応する等の希望があれば、ご希望に合わせた対応に変更することとします。

7　医師や医療機関との連携体制

医師や医療機関との連携体制については、2（1）②「急性期における医師や医療機関との連携体制」の通りとしま

8　利用者等への情報提供及び意思確認の方法

・利用者の症状や状態の変化を早期に、的確に発見できるよう努めるとともに、その状況、状態に応じ利用者または家族の意志・意向に沿った介護ができるよう、利用者又はその家族に主治医及び事業所より随時説明や相談を行います。

・利用者の容体が悪化し、医師より回復不能な状態であると診断された場合、利用者またはその家族の希望により、「看取りに関する同意書」により、看取り介護の実施に対する意思確認を行うとともに、利用者及びその家族、医師、事業所の職員、その他関係者の協議により作成した利用者の介護に係る計画について説明し、同意を得ます。

9　利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式

・看取り介護の実施に際して、利用者の日々の状況の確認を行うとともに、状態の変化等について利用者及び家族にその都度、サービス計画書、サービス提供記録等の記録物の提供、随時の説明又はその他の手段により情報提供いたします。

・看取りに関する同意書の書式は別紙の通りです。

10　家族への心理的支援に関する考え方

・日々の変化していく身体状況や介護内容については定期的に説明を行い、家族の意向に沿った適切な対応を行います。また、継続的に家族に対する相談援助を行い、随時開催するカンファレンスにおいてその都度状態の説明を行い、家族の意向を確認します。

11　その他看取り介護の具体的な対応の方法

・利用者の食事、水分摂取量の把握等利用者の状態観察を行なうと共に、身体状況に応じた食事や好みの食事の提供に努めます。

・利用者の身体状況に応じ可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防対策に努めます。

・身体機能が衰弱し、精神的苦痛を伴う場合、苦痛を和らげるため利用者の身体状況に応じた体位の工夫と援助及び疼痛緩和等の処置を適切に行う等の対応に努めます。

12　看取り介護ための職員に対する教育・研修

看取り介護の実施に対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し教育、研修を実施します。